

がある。よそ行きの接し方では交流にならないからである。

会員諸氏に、このたびそのために設立した研究

交流会の活動へのご理解とご協力をお願いしたい。

＜特集・'93年度協同総研の活動に向けて＞

ベーク報告について

佐 藤 誠（滋賀県／立命館大学・助教授）

カンボジアについてモザンビークでの国連平和維持活動（PKO）に日本の自衛隊が参加した。日本のPKO参加のあり方、ことに自衛隊の派遣について論議してきた人々の中でも、モザンビークそのものについて理解している人はどれくらいいるだろう。平和維持という以上、モザンビークは戦争状態にあるわけだが、いったい誰と誰が何のために戦っているのか、答えられますか？私の経験からすると、戦争の当事者の名称というごく基本的なことすら答えられる人は1割といない。主権者である国民が戦争の当事者の名前すら知らないまま、一国の軍隊が派遣されているわけである。これは危険なことだ。

この例が示すように、アフリカ大陸で起きた戦争にすら、われわれ日本人はかかわっている。今の自衛隊を派遣するような関わり方は止めさせなければならないが、関わりそのものを否定することはできない。われわれの日々の生活が、地球上のあらゆる地域の人々の労働と生活によって既に支えられているからである。生活協同組合を通じて購入するパン、豆腐、コーヒー、海老などの食料品をみただけでもそれは明らかだ。ここでも自分が直接、見聞きする範囲だけでは事実はわからない、ということになる。

したがって、時間的にも空間的にも著しく拡大した時代に生きているわれわれには、直接体験だけに止まらない論理的思考とイマジネーションがどうしても必要とされる。協同組合運動に即して言うならば、今の日本の現実から出発しつつも、そこにとどまらない柔軟な思考が求められるわけである。いまの日本にないというだけで頭から拒

絶反応を示すようでは発展は覚束ない。

ベーク報告を論じるときにも、出発点としたいのはこのことである。ここでは、国際的な視点から、「新しい協同組合」という概念を軸に従業員参加と開発協力の問題に絞って考えたい。

報告は、既存の協同組合、すなわち消費者（生活）協同組合や購買販売農業協同組合は、組合員資格を「利用者」においてきたが、意志決定、資金調達、利益配分のそれぞれにおいて、従業員参加を検討すべきときがきている、という。現実の組合運営では、組合員と従業員の間以上に、組合員・管理職と従業員の力関係が問題になりつつある。そこから報告が提起しているのは、現在の原則を修正して、利用者と従業員が一体となった混合組合員とする可能性である。

ここで想起されるのは、1991年に出された欧州協同組合法案および補足指令案に盛られた従業員参加条項である。そこでは、管理機関に従業員代表が参加するか、別の従業員協議機関を設置するなどの方策により、従業員を協同組合の管理運営に参加させることが提起されていた。そして、この欧州協同組合法案の従業員参加の前提になったものは、1989年の欧州会社法案および補足条項にある従業員参加であった。ここでもEC内の複数の国にまたがって事業展開する欧州会社は、取締役会の3分の1ないし2分の1を従業員代表とするが、独立の従業員代表機関を設置する方式が示されていた。

こうした事態の背景をなしているのは、単に市場や通貨面にとどまらない社会政策を含めたEC統合の進展である。1989年12月に採択された「労

労働者の基本的社会権にかんする共同体憲章」(社会憲章)は、実現をめざす12項目のなかに労働者の情報開示、協議、参加権を含めていた。E C レベルでの従業員参加については、使用者側(欧州産業連盟)と労働側(欧州労連)がE C 委員会を挟んで長期に渡る攻防を重ねてきた。労働側や欧州議会の左派勢力からすれば、多国籍企業による国境を越えた資本の論理追求を、決定過程への従業員参加によりチェックしようとしたわけである。注意すべきは、欧州に進出した多国籍企業、すなわち日本の企業も、こうした従業員参加を実現しなければならないことである。それがやがて本国に波及しないとは断言できない。

ベーク報告の提言を導きだしたもう一つの現実は、ヨーロッパ特に南部を中心とする社会的経済の発展である。報告はまず、自助的な性格をもち、非公式な協同組合以前の形態をとっているものの、女性、青年、障害者などの手で、健康食品の開発、地域自立、再生可能資源の活用、あるいは文化的活動などを目的とする組織を「新しい協同組合」と呼んで注意を促し、これらが一時的な存在ではなく、協同組合運動の一部であると明確に断言する。既存の協同組合は、これら新しい協同組合の発展を真剣に受けとめなければならない。そのうえで、社会的経済という考え方、この問題への興味深いアプローチであると指摘し、同時に社会的経済を協同組合セクターの一先進的事例として把握するのである。

社会的経済の概念についてはさまざまな議論があり、またそこに含まれる組織についても国によって違いがある(例えば、スペインでは労働株式会社を含む)ものの、その組織(組合)の受益者(組合員)ばかりでなく、そこで働く者についても、利益の還元、管理運営への参加などを通じた民主主義が実現されなければならないという点では一致している。この点において社会的経済がめざすものは、利用者組合員だけでなくそこで働く従業員も参加させるべきだ、すなわち労働を再評価すべきだというさきの従業員参加の提言と同一方向にあるものとみることができるだろう。そし

て、従業員参加を本質的に実現しなければならない性格をもっているものが労働者協同組合であることからすれば、この点で中核的な位置にあるのが労働者協同組合であり、その発展が社会的経済の動向を左右しうるといえるし、また現実に発展してきたことが、ベーク報告を導きだしたといえるだろう。

注意すべきは、上述の「新しい」協同組合が、ヨーロッパなどの開発国のみならず、多くの開発途上国でも無数に生まれ活動しているということである。ベーク報告が指摘するように、これまでの途上国の協同組合運動の最大の問題が国家による統制、支配、運動としての自主性の欠如にあり、「公認」協同組合がしばしば国家機関の下請け機関化していた現実を考えるならば、これら「新しい」協同組合こそがむしろ本来の協同組合としての価値を保持した協同組合であるとすら言えるだろう。詳細は省くが、かつて私が調査した南部アフリカのジンバブエでも、1500あまりの「公認」協同組合が登録されていた時点で、その5倍近いと推定される「非登録」協同組合が活動していた。

「登録」協同組合の場合、その組合員の多くが国家政策(なかんずく農業政策)の中核的担い手として想定される中上層農民であるのに対して、これら「非登録」協同組合の組合員の多くは、土地なし農民、失業青年、女性などの経済的、社会的弱者であった。

このことは、ベーク報告のもうひとつの柱である開発協力にかかわっても重要な問題を提起する。すなわち、これまでのような単位協同組合から開発国の協同組合連合体、さらには開発協力官庁を通じて協力対象国の当該官庁→全国連合体→単位協同組合という流れを軸に展開されてきた開発協力は、基本的には中上層農民を対象にしたものとなるざるをえず、もっとも協力を必要としている経済的、社会的な弱者、「新しい」協同組合の担い手には届きにくいということである。したがって、もし、今後、本当に日本の協同組合運動が開発協力に取り組むのであれば、「新しい」協同組合の動向にはことのほか関心を払わなければ

ならない、ということになる。

ところで、協同組合としての本来の価値実現に取り組んでいるとわれわれには思えるこれらの協同組合がなぜ、わざわざ「新しい」協同組合と言わなければならなかったのか。「新しい」の反対語は「古い」。つまり、これまでの（古い）協同組合には、これら「新しい」協同組合を評価できない何かがあったからである。その何かとは、すでに見たように、開発国においては労働を評価せず消費（利用高）のみを基準としてきたこと、

開発途上国においては国家権力の下にある「登録」協同組合のみが考慮されてきたこと、であった。その意味でも、バーク報告が「新しい」協同組合を認めたことは、これまでの異なる価値評価の必要を認めたことを意味している。

*開発協力の問題については拙稿「開発協力と協同組合」（伊東勇夫編『協同組合思想の形成と展開』八朔社、1992年）、またモザンビークの問題については拙稿『世界』（'93・8月号）所収を参照されたい。

＜特集・'93年度協同総研の活動に向けて＞

国労闘争団闘争に「協同」の思想を

池田 晴男（北海道／国労函館闘争団・事務局長）

国鉄の分割・民営化によってJRから不当な採用差別を受けた私たちは、清算事業団からも解雇された3年前に闘争団を結成し、自活体制をつくりあげながら解雇撤回・JR復帰をめざして闘いつづけています。

早いもので、国家的不当労働行為とも言うべき採用差別から6年が経過し、闘争団の闘いも4年目に入っています。

これまでに、17の地労委がJRの採用差別事件に対する救済命令を出したのをはじめ、全国の地労委から111本の救済命令が出されています。国やJRの不当労働行為を厳しく弾劾したこれらの地労委命令は、現在、長いものでは4年余りも中労委の場で棚上げ状態に置かれています。しかも中労委は、国労が昨年5月28日の中労委最終「解決案」をきっぱりと拒否をし、再三にわたって命令を求めていたにも拘らず、一本の命令も出さずにいます。労働者の人権の上に自らの保身をおき、命令を出さずに引き延ばしをはかっている中労委は厳しく批判されねばなりません。このように労働者救済機関としての責任を放棄しつづけている中労委の態度は、採用差別の直接的な責任者であり、かつ、解決のための当事者能力を有している政府・JRを攻め上げることなしには、「救済命令」を

かちとることはできないことを教えています。

国鉄闘争はこの5・28最終「解決案」以降、新たな段階に入ったと言えるでしょう。

本格的な長期戦の構えなくして勝利の展望を切り開くことはできないことがいよいよ明らかになるなかで、全国各地の国労闘争団は、自活体制の抜本的な強化に向けた事業体づくりに着手し始めています。

環境問題と切り結ぶ視点を

地球的大規模で進展する環境破壊は、私たちの住むここ道南にあっても例外ではありません。

大沼国定公園の周辺に乱立するゴルフ場は森林を伐採し、大量の農薬をタレ流しながら沼や川を汚染しつづけています。また、養殖ホタテの産地として重要な噴火湾では、近年、たびたび赤潮や貝毒を発生させるなど汚染の深刻化が叫ばれています。これらの汚染は、森林の伐採や農薬のタレ流しはもとより、噴火湾沿いに点在する水産加工場の汚水や牧場から流れ出る家畜のふん尿が大きな要因ではないかとの指摘もされています。

一方、[大量生産=大量消費=大量廃棄]を生み出した浪費生活サイクルは、処理しきれないほどの産業廃棄物と、年々膨大な量の「ゴミ」を吐